

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズが適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

期間：令和3年4月～令和4年3月

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	日数	0	3	10	20	10	5	17	0	10	27	10	20
	人数	0	1	1	2	1	1	2	0	1	3	1	2
尿路感染	日数	21	0	0	0	0	16	33	22	20	0	15	20
	人数	3	0	0	0	0	2	4	3	2	0	2	2
带状疱疹	日数	10	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0
	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
蜂窩織炎	日数	0	0	0	0	10	10	0	0	26	0	0	0
	人数	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	0	0